

令和元年12月

東京山中・山高同窓会の皆様

山口高校150周年記念事業のための募金活動(寄附)について

会長 八木 重二郎
事務局長 渡邊 史信
事務局 浅川 弘

主題の件、ポイントは以下の通りです。 → 詳細は山高HP(=下記URL)を参照ください。

<https://yamakou150.jp/>

- ・ 本件、募金活動期間は、令和元年11月15日～令和2年11月14日です。
- ・ 募金(寄附)行為は、ふるさと納税の対象になります。(返礼品はありませんが…)
- ・ 従って、現役で働いている方々は寄附金の税額控除を受けることができます。
- ・ 本年令和元年12月末までと、令和2年の2回に分けての寄附も受付していただけます。
- ・ 2回寄附の場合は、令和2年と令和3年の2回の税額控除適用が受けられます。
- ・ ただし、税額控除を受けるためには確定申告が必要になります。
- ・ また、確定申告には150周年記念事業実行委員会が発行する領収書が必要です。
- ・ 要するに、ふるさと納税の税額控除を最大限活用すれば実質自己負担2,000円/回で皆さんの所得税、住民税の一部を山口高校に寄附することが可能になります。

ついては、年金生活者ではない現役同窓生の皆様の寄附金応募を強くお願い申し上げます。
寄附金の振り込みにあたっての注意事項は以下の通りです。

- ・ 振込手数料無料での寄附が可能は金融機関は以下の通りです。
 - 1) ゆうちょ銀行 郵貯指定の専用払込用紙必要で、事務局で用意可能。
 - 2) 山口銀行 専用払込用紙が山高HPよりダウンロード可能。
 - 3) 西京銀行 専用払込用紙が山高HPよりダウンロード可能。
 - 4) 萩山口信用金庫 専用払込用紙が山高HPよりダウンロード可能。

※ただし、山口銀行は日本橋と豊洲に支店がありますが、西京銀行と萩山口信金は関東地区には支店がなく実際にはご利用いただくことは困難です。
- ・ 上記以外の銀行から、上記の1)～4)の銀行振込先への寄附も可能です。
この場合の留意事項は以下の通りです。
 - 1) 銀行振込手数料は、自己負担になります。
 - 2) 銀行振込以外に、“山口県立山口高等学校創立150周年事業 寄附申込書”に必要事項を記入し、実行委員会に送付(FAX、E-mail、郵送)する必要があります。
 - 3) “山口県立山口高等学校創立150周年事業 寄附申込書”は、山高HPからダウンロード可能です。

不明な点の問合せ先は、以下のとおりです。

山口県立山口高等学校創立150周年記念事業実行委員会
〒753-8508 山口県山口市糸米1丁目9番1号
TEL 083-921-8015
FAX 083-921-8016
E-mail ymg.doso.honbu@abelia.ocn.ne.jp

問い合わせ時間 月・水・金 10:00～16:00